

島本町教育委員会 会議録（令和5年第7回 定例会）

日 時	令和5年6月14日（水） 午前9時30分 ～ 午前9時41分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	中村りか教育長、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館長、 南田篤志次長 （教育総務課）三代剛課長、上月健史参事、小路慧之係長、佐々木桃果 （教育推進課）岡澤潤課長、森悠介参事、吉田裕亮参事 （子育て支援課）三宅拓也課長 （生涯学習課）
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	
委 員	高岡理恵教育委員、細見知子教育委員
議 題	第15号報告 動産の買入れの臨時代理について 第28号議案 島本町特別支援委員会委員の委嘱について
議 決 事 項	第28号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者3名

教育長

本日、高岡教育委員及び細見教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は3名です。定数を満たしておりますので、令和5年第7回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録確認委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、西尾教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、西尾教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、第15号報告「動産の買入れの臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第15号報告「動産の買入れの臨時代理について」、御説明させていただきます。

本案件は、令和5年6月23日に開かれる町議会6月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、本来であれば、議会への提出前に、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。

しかしながら、議会の準備日程の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

このたびの物品売買契約につきましては、その予定価格が700万円以上であり、議会の議決に付すべき教育事務関係の案件によるものでございます。

それでは、資料の3ページを御覧ください。

契約の概要についてでございますが、購入物品は町立小・中学校で使用するタブレット端末、買入れ金額は税込27,998,894円、買入れ先は株式会社内田洋行大阪支店でございます。

続いて、資料の5ページをお開きください。

まず、動産の内容については、タブレット端末が245台でございます。その内訳につきましては、リースアップするパソコン教室の更新分及び今後の児童・生徒の増加状況を見込んだ台数として、小学校分198台、中学校分47台でございます。

次に、買入れ金額については、先ほど述べたとおりでございます。

最後に、契約の方法については、当初、令和5年5月24日に指名競争入札を実施するため、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から、取扱いが可能な業者6者を指名しましたが、入札執行までに5業者から辞退届の提出があったことから、指名競争入札が成立せず、入札不調となりました。その後、辞退届の提出がなかった1者に応札の意思が確認されましたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約として、令和5年6月2日に仮契約を締結しました。

なお、この物品売買契約につきましては、議会での議決を経ることにより、その議決日をもって本契約となる予定でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

資料にありますタブレット端末の詳しい仕様については、この後改めて説明いただくのか、もうここから議論に入っていくのか、どうでしょうか。

教育総務課長

特に説明の予定はございませんので議論に入っていただいて結構でございます。

教育委員

資料7ページの授業支援システムの表の中の、今回のタブレットの中にこのシステムが組み込まれているということで、全体としてはSKYMENUのシステムが組み込まれているということで理解するんですけど、13番にG Suiteのアカウント情報を、ということにあるんですが、SKYMENUのシステムを入れているんだけど、Googleのサービスもここで一部利用できるというようなことになるのかどうなのか、もしそうなるですと、いろいろ授業支援のやり方もまた更に幅も広がってくるかなと思ひまして、お尋ねしたよう

なところなんです。

教育総務課長 確認してお答えさせていただきます。

教育長 また後日確認してお答えいたします。

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

それでは、第28号議案「島本町特別支援委員会委員の委嘱について」を議題いたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 それでは、第28号議案「島本町特別支援委員会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

島本町特別支援委員会は、教育上配慮を要する障害のある幼児・児童・生徒に対し、その障害の実態を把握し、適正な支援を行うことを目的として、特別支援に関する判断を導き出す機関でございます。

今回、令和6年度の支援学級及び通級指導教室の設置に向けて、その対象となる幼児・児童・生徒の支援等に関わりまして、会議を開催する必要があることから、委員の委嘱につきまして、ご審議をお願いするものです。

それでは、次の紙面の委員名簿を御覧ください。

委員の構成につきましては、島本町特別支援委員会規則第2条に規定しております。

(1)「学識経験を有する者」としまして、大阪府立高槻支援学校の田中美穂教諭を学校長から推薦いただきました。

(2)「町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者」としまして、中小路隆裕医師を高槻市医師会から推薦いただきました。

(3)「町立小・中学校の教職員」としましては、今年度の担当として、校長からは佐々木校長と松本校長に、教頭からは、品村教頭と石橋教頭に、教諭からは支援教育コーディネーターを勤めている坂本教諭と内泉教諭をお願いしたところであります。

任期につきましては、島本町特別支援委員会規則第3条に規定しており、令和6年3月31日まででございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

委員の方の中で規定によると再任されることができるとありますけれども、新任と再任の方の構成はわかりますでしょうか。

教育推進課参事

再任につきましては、医師の中小路医師につきましては、再任いただいておりますが、それ以外の方につきましては、今年度新たに推薦等させていただきます。

教育長

ほかにごいませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

教育総務課係長

先ほど、委員の方からありました、タブレットの購入にあたっての授業支援システムについての問合せでございます。今回、本町のタブレットには、これまでもSKYMENUクラウドというものを導入しております。そして今回、項目の13番目「G Suiteのアカウント情報を本システムの名簿管理に登録することで、シングルサインオンを実現できること。」と、仕様書にお示ししております。「現状Googleの機能があるのか」という御質問ですが、Googleの機能については、現在利用していない状況です。G Suiteのアカウント情報を本システムの名簿管理に登録できることに関しましては、GIGAスクール構想の初期の頃、Googleでのアカウントを作るようにということで、大阪府からも指導がありまして、Googleのアカウント情報を教育委員会として所持しております。そういっ

たことも含めまして、SKYMENUクラウドとも、今後の影響を考えたときであるとか、例えば転入者でG o o g l eのアカウントを持っている方がおられれば、その取り込みがスムーズにできるようになったということをイメージして、この資料を追加したものでございます。

教育長

それでは、以上をもちまして、令和5年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。